

③画期的新薬の適切な評価

- 同じ効果を持つ類似薬に比し高い有用性等が認められる場合に行われる補正加算の加算率や要件の見直し等について検討

< 現行の補正加算 >

○画期性加算 (40~100%)
画期性の高い新薬に適用

○有用性加算(I) (15~30%)
有用性の極めて高い新薬に適用

○有用性加算(II) (5~10%)
有用性の高い新薬に適用

+

○市場性加算(I) (10%)
希少疾病用医薬品など市場性の極めて乏しい新薬に適用

○市場性加算(II) (3%)
市場性の乏しい新薬に適用